

第69回定時株主総会

# 招集ご通知

2021年2月1日～2022年1月31日

**開催日時** 2022年4月22日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
名古屋銀行協会 5階大ホール

**議案** 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役7名選任の件  
第3号議案 買収防衛策継続のための新株予約権無償割当ての委任の件

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	34
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	53



CROSS PLUS

証券コード：3320

クロスプラス株式会社

(証券コード:3320)

2022年4月6日

株 主 各 位

名古屋市西区花の木三丁目9番13号

**クロスプラス株式会社**

代表取締役社長 山 本 大 寛

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございますので、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年4月21日（木曜日）午後6時までには到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年4月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項 1 第69期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第69期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役7名選任の件
  - 第3号議案 買収防衛策継続のための新株予約権無償割当ての委任の件

以 上

(お知らせ)

◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であります。また、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎決議のご通知につきましては、送付せず株主総会終了後に、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <https://www.crossplus.co.jp/>)

(お願い)

◎株主様の健康を第一に考え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、次の点につきましてご理解とご協力をお願いします。

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・当日は、感染予防のための措置を講じさせていただくことがございます。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席される株主様には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 第69期期末配当金のお支払について

期末配当金関連書類を同封いたしておりますので、お受取りくださいますようお願い申し上げます。

当社は、2022年3月18日開催の取締役会におきまして、期末配当金は1株について9円とし、支払開始日を2022年4月7日(木曜日)と決定いたしました。

なお、配当金を「配当金領収証」でお受取りになる株主様におかれましては、払渡しの期間が2022年4月7日から2022年5月9日まででございますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所ならびに郵便局(銀行代理業者)でお早めにお受取り願います。

また、口座振込ご指定の株主様は、ご指定口座への入金をご確認くださいようお願い申し上げます。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

令和元年会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けされることとなりました。これに伴い所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改定規定の施行日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会は、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役会は、定款の定めにより9名以内の取締役で構成しております。取締役には、当社の生産、営業、管理それぞれの部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力等を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献することが期待できる者を選任することを基本方針としております。

社外取締役に关しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性の判断につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 やまもとひろのり 山本大寛	代表取締役社長	13回/13回 (100%)
2	再任 にしがきまさたか 西垣正孝	常務取締役 経理部、情報システム部担当	13回/13回 (100%)
3	再任 にしおひろみ 西尾祐己	常務取締役 スペシャリティ事業部、 ブランド事業部、EC事業部、 ライフスタイル事業部担当	13回/13回 (100%)
4	再任 おおぐちひろかず 大口浩和	常務取締役 ODM事業部担当	13回/13回 (100%)
5	再任 ふたみえいじ 二見英二	社外取締役 独立役員、独立委員会委員	13回/13回 (100%)
6	新任 しらきひろひろ 白木規博	執行役員 人事部、総務部、経営企画部担当	—
7	新任 いわいつねひこ 岩井恒彦	—	—

(注) ・独立役員…証券取引所へ届け出の独立役員 ・独立委員会委員…買収防衛策の独立委員会の委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>やまもと ひろのり 山本大寛 (1977年6月24日)</p> <p>【再任】</p>	<p>2008年1月 当社入社</p> <p>2009年2月 当社部長社長室兼経営企画室担当</p> <p>2011年2月 当社執行役員経営企画室兼情報システム室兼E C事業開発課担当</p> <p>2014年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2015年2月 当社代表取締役社長兼営業本部長</p> <p>2019年2月 当社代表取締役社長（現任）</p>	<p>84,800株 (21,600株)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山本大寛氏は、当社入社以来、社長室、経営企画室、情報システム室を担当する等、幅広い業務経験と知識を有しております。また、2014年の代表取締役社長就任後は、当社の企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取組み、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、リーダーシップを発揮していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			
2	<p>にし がき まさ たか 西垣正孝 (1959年12月6日)</p> <p>【再任】</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2004年2月 当社部長カジュアルD I V担当</p> <p>2007年2月 当社執行役員営業担当</p> <p>2016年2月 当社執行役員人事部兼経営企画室担当</p> <p>2017年4月 当社取締役人事部、情報システム室、ビジネスサポート部兼経営企画室担当</p> <p>2019年4月 当社常務取締役人事部、総務部、経営企画室担当</p> <p>2022年2月 当社常務取締役経理部、情報システム部担当（現任）</p>	<p>35,700株 (7,000株)</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西垣正孝氏は、当社に入社してから、営業部門及び管理部門において豊富な業務経験と実績を有しております。また、2016年からは人事部や経営企画室等を担当し、人事戦略及び中期経営計画を策定、子会社の再編等を推進し、経営管理基盤の強化に努めており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	にし お ひろ み 西 尾 祐 己 (1965年1月29日)  【再任】	1988年4月 当社入社 2009年2月 当社部長カットソーD I V長兼ミセスD I V 担当 2011年2月 当社執行役員営業担当 2017年2月 当社常務執行役員カットソー部、ブランドD I V、マーケット開発部、生産コントロール部担当 2019年4月 当社常務取締役カットソー事業部、ブランド 事業部、スペシャリティ事業部担当 2022年2月 当社常務取締役スペシャリティ事業部、 ブランド事業部、E C事業部、 ライフスタイル事業部担当 (現任)	13,500株 (4,300株)
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>西尾祐己氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業、アパレル小売事業について豊富な業務経験と実績を有しております。また、重点経営施策であるE C販売の拡大を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			
4	おお ぐち ひろ かず 大 口 浩 和 (1965年4月28日)  【再任】	1988年4月 当社入社 2011年2月 当社部長ニット&ブラウスD I V担当 2012年2月 当社執行役員営業担当 2017年2月 当社常務執行役員ニット部、生産コントロール 部担当兼ペンドーラD I V長 2019年4月 当社常務取締役ニット事業部、布帛事業部、 専門店事業部担当 2022年2月 当社常務取締役ODM事業部担当 (現任)	5,600株 (4,300株)
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>大口浩和氏は、当社に入社以来、アパレル卸売事業とグループ経営について豊富な業務経験と実績を有しております。また、重点経営施策であるODM事業の拡大を積極的に推進する等、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた事業拡大を牽引していただけるものと判断し、引き続き、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 数
5	ふた 二 見 英 二 (1952年2月1日)  【再任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1974年4月 東急不動産㈱入社 2002年4月 同社執行役員経営企画部統括部長 2006年6月 同社取締役執行役員リゾート事業本部長 2008年4月 同社取締役常務執行役員リゾート事業本部担当 2011年6月 同社常勤監査役、㈱東急コミュニティー社外 監査役、東急リバブル㈱社外監査役、㈱東急 ハンズ社外監査役 2013年10月 東急不動産ホールディングス㈱常勤監査役 2019年4月 当社社外取締役（現任）	700株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>二見英二氏は、不動産業界の豊富な経験とグループ経営に関する高い見識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、積極的な意見や提言等をいただいております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、引き続き、社外取締役候補者といたしました。</p>			
6	しら 白 木 規 博 (1964年8月22日)  【新任】	1989年4月 ㈱東海銀行（現、㈱三菱UFJ銀行）入行 2014年5月 同行一宮支社長 2018年8月 当社入社 執行役員経理部担当 2019年2月 当社執行役員経理部、情報システム部担当 2022年2月 当社執行役員人事部、総務部、経営企画部担当 （現任）	2,800株 （2,800株）
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>白木規博氏は、金融機関における長年の経験から財務に関する豊富な経験と実績を有しております。また、2018年に当社に入社してからは管理部門を担当し、財務・会計に加え企業調査、広報、システム等の各分野に対する高い知見を有していることから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、全社的な視点から業務を推進していただけるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
7	いわい つね ひこ 岩井 恒彦 (1953年5月28日)  【新任】 【社外】 【独立】 【独立委員】	1979年4月 ㈱資生堂入社 2008年4月 同社執行役員技術部長 2014年6月 同社取締役執行役員常務研究、生産、技術統括担当 2016年1月 同社代表取締役執行役員副社長技術イノベーション本部長 2018年6月 ㈱ワコールホールディングス社外取締役(現任)	—
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>岩井恒彦氏は、経営者としての豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に関する専門知識を有しております。社外取締役として、独立した立場で、取締役会の審議における重要な事項について、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、経営の監督を適切に行っていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 二見英二氏及び岩井恒彦氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者について

(1) 当社社外取締役に就任してからの年数について

二見英二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役二見英二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、社外取締役候補者岩井恒彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

4. 当社は、社外取締役二見英二氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

また、社外取締役候補者岩井恒彦氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立役員として届け出る予定であります。

5. 当社は、社外取締役二見英二氏を買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員として

選任しており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立委員会の委員とする予定であります。

また、社外取締役候補者岩井恒彦氏は、買収防衛策の独立委員会規則の定めに基づく独立委員会委員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には独立委員会の委員とする予定であります。

6. 各取締役の所有株式数には、株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて表示しており、その株式数を（ ）内に記載しております。
7. 当社は、役員等に対する善管注意義務違反等に基づく請求がなされた場合のリスクに備え、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

<ご参考>

第2号議案(取締役選任)をご承認いただいた場合の役員体制

### 【当社取締役及び監査役に求める専門性及び経験】

当社は、取締役や監査役が有している専門性や経験に基づき取締役や監査役に対して特に期待する分野を整理することで、役員体制の多様性を確保するとともに、経営理念や中期経営計画を実現するため、様々な経営環境の変化に柔軟に対応できる経営体制をとっております。

	氏名	地位	企業経営	営業・マーケティング	商品開発・製造	IT・デジタル	財務・会計	法務・リスク管理
取締役	山本大寛	代表取締役社長	○			○		
	西垣正孝	常務取締役	○					○
	西尾祐己	常務取締役		○	○			
	大口浩和	常務取締役		○	○			
	白木規博	取締役				○	○	
	二見英二	社外取締役	○				○	○
	岩井恒彦	社外取締役	○		○			○
監査役	丸尾裕之	常勤監査役		○				○
	曾我孝行	監査役	○					○
	松永安彦	社外監査役	○	○			○	
	豊田稔	社外監査役	○			○		○

(注) 上記は、各人の有するすべての専門性や経験等を表しているものではありません。

### 第3号議案 買収防衛策継続のための新株予約権無償割当ての委任の件

本議案は、当社定款第11条の定めに基づき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記のI.「新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由」に規定する「本プラン」に利用するため、後記IV.2.「本プランの内容」（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）に記載した条件に従い、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### I. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由

当社は、2006年4月25日開催の当社第53回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を株主の皆様にご承認いただきました。その後、2007年4月25日開催の当社第54回定時株主総会、2010年4月23日開催の当社第57回定時株主総会、2013年4月25日開催の当社第60回定時株主総会、2016年4月27日開催の当社第63回定時株主総会及び2019年4月25日開催の当社第66回定時株主総会において、継続することにつきいずれも株主の皆様にご承認をいただきましたが（以下、当該継続後の対応策を「旧プラン」といいます。）、旧プランは本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社では、旧プランの有効期間満了後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する動向を勘案し、引き続き当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、2022年3月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを継続する（以下、新たに継続する対応策を「本プラン」といいます。）ことを決定しました。

本プランへの継続にあたり、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、実質的な変更はございません。

なお、上記取締役会においては、社外取締役2名を含む取締役全員が出席し、本プランへの継続につき全員一致で承認がなされ、また、社外監査役2名を含む監査役4名全員が本プランへの継続に異議がない旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社は大量買付行為に関する提案等を受けている事実はありません。

つきましては、本継続のために新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にお諮りするものであります。

#### II. 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容、当社グループの独自性及び当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社が中長期的

な経営を行っていくことで当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体的意思に基づき行われるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記III. 1. 「企業価値向上への取組み」に記載する当社グループの企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

### III. 基本方針の実現に資する取組み

#### 1. 企業価値向上への取組み

当社は、1953年に櫻屋商事株式会社を設立し、婦人服の企画・製造・販売を行う総合アパレル企業として、量販店を中心に多くのお取引先を通じ、業容を拡大してまいりました。2001年にクロスプラス株式会社に社名変更し、「夢と喜びあふれるファッションを提供し、豊かな社会の創造に貢献する。」の経営理念のもと、製造卸売事業を主軸としながら店舗、EC販売での小売事業を加えたグループ戦略を通じ、持続的成長と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当社事業の特徴は、婦人服業界トップクラスの企画・生産力を持ち、年間5,000万枚の高感度・高品質・リーズナブルな価格の商品を製造することです。主力となる製造卸売事業では、トップスからボトムまでのフルアイテムを専門店、量販店、無店舗等、マルチチャネルに販売しております。小売事業では、多彩なブランドを店舗やECを通じ直接消費者に販売しております。

また、グループ会社では、専門店へのメンズODM販売の(株)サードオフィス、レディースの帽子の(株)中初により、当社の事業領域を補完しております。これらを支える生産及び物流の基盤として、中国やアセアンの海外有力工場との取組みによる効率的な生産体制、海外検品と国内自社センターとの連携による物流ネットワークなど、グローバルなサプライチェーンを構築し

ております。

当社は、市場動向や事業環境の変化に伴い、2023年1月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、衣・食・住の商品やサービスを通じて、若者からシニアまであらゆる世代が、元気に活躍し、豊かに暮らすことができる人生100年時代の豊かなライフスタイルを創造する企業を目指します。

アパレル事業では、消費者のライフスタイルの変化を捉え、企画の視点を外出シーンから生活シーン別の提案に変更していきます。また、ニューノーマルで定着したアウトドアやイェナカ需要の取り込みも行い、アパレル事業の深化と利益の追求に努めてまいります。非アパレル事業では、健康・悩み解決・楽しみのカテゴリーでの生活雑貨の開発を強化していきます。また、ライフスタイル領域での新たな商品やサービスの創出に努めてまいります。これらにより、消費者一人ひとりの生活を豊かにデザインしていくウェルビーイングを実現できる企業へと進化していきます。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化の取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの確立は、経営の効率性、公正性、適法性を高め、多様なステークホルダーと適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすことに繋がり、長期的には企業価値・株主共同の利益の向上に資すると考えております。したがって、当社はコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と認識しており、意思決定及び業務執行において監視・監督機能が適切に組み込まれた体制の構築やコンプライアンス体制の強化など、その強化・確立に努めてまいります。

当社は、経営の意思決定と業務執行を明確化するため、業務執行機関として執行役員制度を導入しております。

また、現在当社の取締役6名のうち2名は社外取締役であり監査役4名のうち2名は社外監査役であることから独立性の高い役員により取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、取締役の任期は、事業年度ごとに経営陣の責任を明確化するため、1年となっており、取締役の指名・報酬等に係る手続きの公平性・透明性・客観性を強化するために、指名報酬委員会を設置しております。

さらに、コンプライアンス体制の強化のため法令順守の具体策の審議や社内の啓蒙活動を行う機関として、内部統制・コンプライアンス委員会を設置しております。

## IV. 本プランの目的及び内容

### 1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、又は向上させる目的をもって継続されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、こうした不適切な者によって大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

#### (b) 差別的行使条件付新株予約権の無償割当て

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

#### (c) 独立委員会の利用及び株主意思の確認

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社経営陣から独立した社外者のみから構成される独立委員会

(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会を招集し(その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照下さい。以下かかる株主総会を「株主意思確認総会」といいます。)、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

本プランが本総会にて承認された後において予定される独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の保有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下①もしくは②に該当する買付その他の取得、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案<sup>1</sup>(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、併せて「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付者等は、予め本プランに定められる手続に従っていただくものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プ

ランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限りません。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者、買付者等を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同様の事業についての経験、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑦ 買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間（原則として30日を上限とします。）内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたとき独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間（ただし、下記(e)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社取締役会による代替案の提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとします。

(e) 独立委員会における手続

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由(以下「発動事由」と総称します。)のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、独立委員会は、当該勧告に際して、予め当該実施に関し株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告をすることができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告をすることができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(ただし、原則として、期間延長は30日間を上限とし、再

延長はできないものとします。)で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、下記(g)に従い株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施の勧告を行うに際して、①株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は②株主意思の確認を得るべき旨の留保を付さなかったものの株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で当社取締役会が株主の皆様意思を確認することが適切と判断する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始及び終了した事実及び同期間が延長された事実を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

## 記

### 発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

### 発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
    - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
    - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
    - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
    - ⑤ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (b) 買付等の条件（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
  - (c) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要  
本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額（以下「行使価額」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>11</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>12</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①から④までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、⑥上記①から⑤までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（以下、①から⑥までに該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使するこ

とができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が保有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から2025年1月期（2024年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(6) 本プランの廃止及び修正・変更等

本継続後、有効期間の満了前であっても、(a)当社株主総会において本総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は(b)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない範囲（本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様へ不利益を与えない場合等を含みます。）で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他の事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2022年3月18日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとしします。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本継続にあたって株主及び投資家の皆様にご与える影響

本継続にあたっては、本総会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てが株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。

なお、上記2.(2)「本プランに係る手続」(e)①に記載のとおり、一旦本新株予約権無償割当て決議をした場合であっても、当社は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいてはこれを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類をご提出いただいた上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。なお、特定買付者等による本新株予約権の行使に関しては、上記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から

本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかるとする株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項及びご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

## V. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 1. 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅲ.の取組み）について

上記Ⅲ.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンス強化のための取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### 2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅳ.の取組み）について

#### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

#### (2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から本プランは基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

- (b) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものであること

本継続は、上記IV. 1. 「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大量買付がなされた際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において当社定款の定めに基づき、本プランに記載した条件に従い、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の決議がなされることを条件として継続されるものです。

また、上記IV. 2. (2) 「本プランに係る手続」(g)に記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認するものとされています。さらに、上記IV. 2. (6) 「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載のとおり、本プランにはその有効期限を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、①当社社外取締役2名及び②当社社外監査役1名の計3名から構成いたします（上記IV. 2. (1) 「本プランの概要」(c)に記載のとおり、本継続時において予定されている独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりです。）。当社株式に対して買付等がなされた場

合には、上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」に記載のとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランを発動する等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(e) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」(e)及びIV. 2. (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当てが実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) 第三者専門家の意見の取得

上記IV. 2. (2)「本プランに係る手続」(d)に記載のとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(g) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は1年とされており、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止することができるものとされており、従って、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(h) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記IV. 2. (6)「本プランの廃止及び修正・変更等」に記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

- 
- 1 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
  - 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。本議案において同じとします。
  - 10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
  - 11 「特定大量保有者」とは、原則として当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めたものを含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
  - 12 「特定大量買付者」とは、原則として公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
  - 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該独立委員会委員がなお社外の有識者の要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。
- ・ 独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定を行い、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施につき株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（当該実施に関し株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すを含む。）
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤ 買付者等との交渉・協議
  - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求、代替案の検討、代替案の株主に対する提示
  - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの可否の判断
  - ⑧ 本プランの修正又は変更に係る承認
  - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会による代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を独立委員会に出席させ、発言を求めることができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 各独立委員会委員は議決権1個を有するものとし、独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもってこれを行うことができる。

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

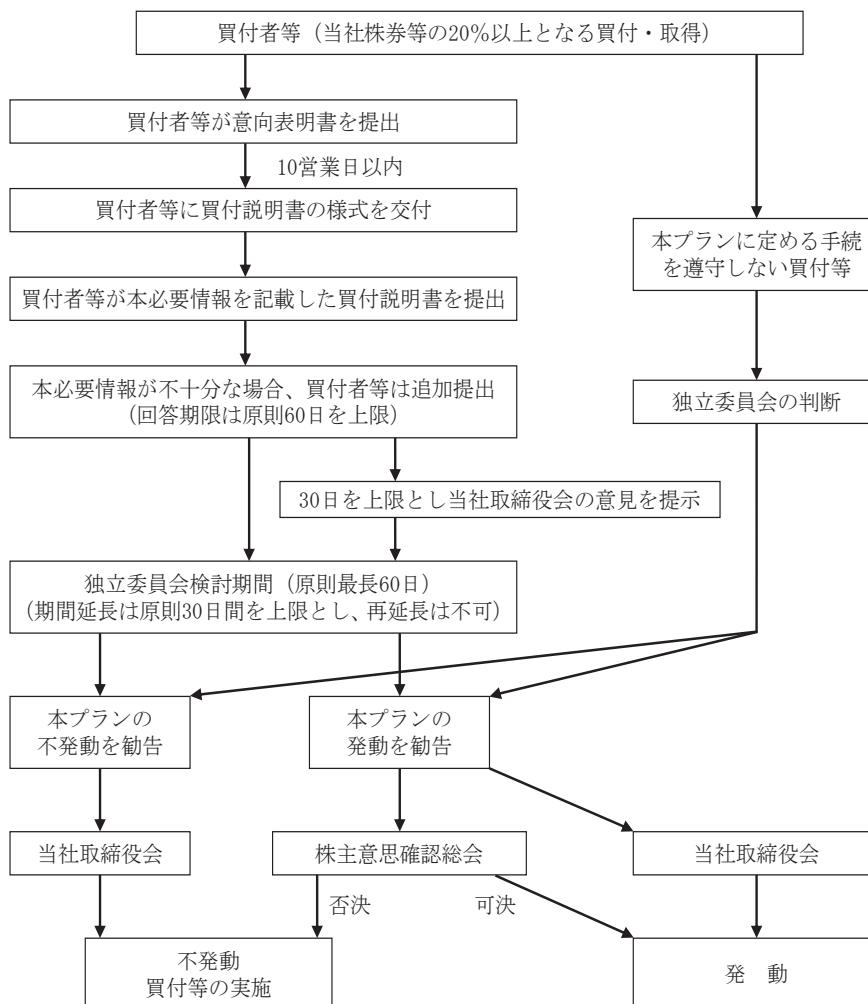
本継続時において予定されている独立委員会の委員は、以下の3名です。

松永 安彦	(まつなが やすひこ) (1952年7月生まれ)
1975年4月	日本興業銀行入行
1999年4月	興銀証券(株)(現みずほ証券(株))執行役員
2007年4月	新光証券(株)(現みずほ証券(株))専務執行役員
2010年4月	(株)みずほ証券リサーチ&コンサルティング (現(株)日本投資環境研究所)取締役会長
2011年4月	東海東京証券(株)専務執行役員投資銀行本部長
2015年4月	東海東京インベストメント(株)取締役社長
2016年10月	NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長(現任)
2018年4月	当社社外監査役(現任)
二見 英二	(ふたみ えいじ) (1952年2月生まれ)
1974年4月	東急不動産(株)入社
2002年4月	同社執行役員経営企画部統括部長
2006年6月	同社取締役執行役員リゾート事業本部長
2008年4月	同社取締役常務執行役員リゾート事業本部担当
2011年6月	同社常勤監査役、(株)東急コミュニティー社外監査役、 東急リバブル(株)社外監査役、(株)東急ハンズ社外監査役
2013年10月	東急不動産ホールディングス(株)常勤監査役
2019年4月	当社社外取締役(現任)
岩井 恒彦	(いわい つねひこ) (1953年5月生まれ)
1979年4月	(株)資生堂入社
2008年4月	同社執行役員技術部長
2014年6月	同社取締役執行役員常務研究、生産、技術統括担当
2016年1月	同社代表取締役執行役員副社長技術イノベーション本部長
2018年6月	(株)ワコールホールディングス社外取締役(現任)

※松永安彦氏は現在当社の社外監査役であります。二見英二氏は現在当社の社外取締役であり、本定時株主総会における社外取締役の選任候補者であります。岩井恒彦氏は本定時株主総会における社外取締役の選任候補者であります。上記3氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

<参考資料>

本プランの手続の概要



(注) 上記は本プランの概要を説明するためのものであり、詳細については本文をご参照ください。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2021年2月1日～2022年1月31日)におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、厳しい状況で推移しましたが、9月中旬以降は緊急事態宣言が徐々に解除される等、緩やかな回復基調が見え始めました。しかしながら、年明けより新たな変異ウイルスが発生し、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当アパレル業界でも、商業施設や実店舗の来店客数はコロナ禍以前の水準には戻らず、厳しい事業環境が続いております。

このような環境下、当社グループは、基幹事業であるアパレル卸売の強化に向け、衣料品販売の深化と非衣料品販売の拡大に取り組んでまいりました。衣料品においては、新しいライフスタイルに合わせた商品開発を進めるとともに、企画や生産管理にデジタルを活用し、アパレル卸売の創る力を強化しました。非衣料品においては、ファッションマスク等の販路拡大や、新規商品開発を進めました。

売上高は、アパレル小売において店舗販売に回復がみられたものの、アパレル卸売において海外生産国での生産遅延や海上輸送の遅れに伴い、秋冬物の短納期生産の販売が減少しました。また、ファッションマスク等の非衣料品販売は、政府や自治体からの不織布マスクの推奨の影響を受けて想定を大きく下回りました。

利益面では、上記売上高の減収要因のほか、原材料費の高騰や海上運賃の値上げ、アセアンから中国へ生産国を変更したことにより仕入原価が上昇し、売上総利益率は低下しました。加えて、非衣料品の在庫評価をしたことにより、差引売上総利益は114億42百万円(前年同期比25.3%減)となりました。経費面では、広告宣伝費等の販売費が増加したものの、固定費を削減したこと等により、販売費及び一般管理費は130億3百万円(前年同期比1.3%減)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、591億20百万円(前年同期比7.6%減)、営業損失は、15億60百万円(前年同期は21億48百万円の営業利益)、経常損失は、12億96百万円(前年同期は25億30百万円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純損失は、子会社において事務所移転費用を94百万円計上したこと、及び法人税等調整額を248百万円計上したこと等により、16億66百万円(前年同期は20億1百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

なお、当社グループは、衣料品事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業部門別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（%）
アパレル卸売	50,963	△9.7
アパレル小売	7,792	+4.4
その他	364	—
合計	59,120	△7.6

販売チャネル別の売上高は、以下のとおりです。

区 分	金額（百万円）	前年同期比（%）
専門店	28,209	+3.7
量販店	20,606	△19.0
無店舗	5,497	+16.8
百貨店他	2,044	△10.0
E C	2,164	+15.5
その他	597	—
合計	59,120	△7.6

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、1億8百万円（有形固定資産取得価額ベース）であり、その主なものは、効率化を目的とした中部センターの出荷機器の購入48百万円及び株式会社ディスカバリープラスの新教室に関する投資17百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入金により調達いたしました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

依然として新型コロナウイルス感染症の拡大が、経済に大きく影響を及ぼしております。当アパレル業界でも、商業施設や実店舗の来店客数はコロナ禍以前の水準には戻らず、個人消費が冷え込むなど、厳しい事業環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、市場動向や事業環境の変化に伴い、2023年1月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

中期経営計画では、衣・食・住の商品やサービスを通じて、若者からシニアまであらゆる世代が、元気に活躍し、豊かに暮らすことができる人生100年時代の豊かなライフスタイルを創造する企業を目指します。

アパレル事業では、消費者のライフスタイルの変化を捉え、企画の視点を外出シーンから生活シーン別の提案に変更していきます。また、ニューノーマルで定着したアウトドアやイェナカ需要の取り込みも行い、アパレル事業の深化と利益の追求に努めてまいります。非アパレル事業では、健康・悩み解決・楽しみのカテゴリーでの生活雑貨の開発を強化していきます。また、ライフスタイル領域での新たな商品やサービスの創出に努めてまいります。これらにより、消費者一人ひとりの生活を豊かにデザインしていくウェルビーイングを実現できる企業へと進化していきます。

今後も、収益基盤の強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましても、更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期 (2019年1月期)	第67期 (2020年1月期)	第68期 (2021年1月期)	第69期 (当連結会計年度) (2022年1月期)
売上高(百万円)	62,901	58,493	64,002	59,120
経常利益(百万円)	238	701	2,530	△1,296
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	323	622	2,001	△1,666
1株当たり当期純利益	44円22銭	84円97銭	272円97銭	△227円24銭
総資産(百万円)	27,920	25,886	32,419	26,555
純資産(百万円)	11,781	12,405	14,857	12,815
1株当たり純資産額	1,606円81銭	1,689円76銭	2,023円1銭	1,742円98銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第66期の金額は組替え後の金額で表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期 (2019年1月期)	第67期 (2020年1月期)	第68期 (2021年1月期)	第69期 (当事業年度) (2022年1月期)
売上高(百万円)	57,667	54,169	60,513	55,710
経常利益(百万円)	408	967	2,641	△1,271
当期純利益(百万円)	417	887	1,995	△1,513
1株当たり当期純利益	57円05銭	121円11銭	272円17銭	△206円36銭
総資産(百万円)	26,074	25,112	31,711	26,206
純資産(百万円)	11,635	12,489	14,900	12,948
1株当たり純資産額	1,586円87銭	1,701円29銭	2,028円85銭	1,761円12銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第66期の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社 サードオフィス	10 <sup>百万円</sup>	100.0 %	衣料品の製造卸売
株式会社 中 初	10	100.0	帽子の製造卸売
株式会社 スタイルプラス	10	100.0	衣料品の企画、製造、コンサルティング
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	50	100.0	衣料品の検品、物流加工
株式会社 ディスカバリープラス	10	100.0	児童発達支援事業

(注) 当連結会計年度より、株式会社スタイルプラスを連結の範囲に含めております。

## (7) 主要な事業内容 (2022年1月31日現在)

当社グループは、クロスプラス株式会社（当社）及び連結子会社5社で構成されており、衣料品及び非衣料品の企画・製造・販売を主な事業としているほか、店舗・ECでの小売販売を行っております。

クロスプラス株式会社の中核事業は婦人衣料の製造卸売販売で、専門店、量販店、無店舗等の幅広い取引先に対し販売を行っております。その他に服飾雑貨の製造卸売販売やECによる婦人衣料・服飾雑貨の直接消費者への販売、デザイナーズブランドの衣料・雑貨を企画・製造し、主に百貨店の直営店舗における販売を行っております。

株式会社サードオフィスは専門店へのメンズ衣料品の製造卸売販売を行っております。株式会社中初はレディースの帽子を主力とし、専門店を中心に製造卸売販売を行っております。当連結会計年度より、連結の範囲に含めております株式会社スタイルプラスは専門店へのアパレル製品の企画、製造並びにコンサルティングを行っております。客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司は中国での当社製品の検品・検針・物流加工を行っております。その他事業として株式会社ディスカバリープラスは児童発達支援サービスを行っております。

(8) 主要な営業所の状況 (2022年1月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市西区
東 京 支 店	東京都中央区
店 舗 (注)	国内14店舗 横浜高島屋店等
C P 流 通 セ ン タ ー	岐阜県海津市
中 部 セ ン タ ー	岐阜県海津市

(注) 「49AV JUNKO SHIMADA」、「ATSURO TAYAMA」、「AT」ブランドを展開しております。

(9) 重要な子会社の事業所等 (2022年1月31日現在)

名 称		所 在 地
株式会社 サードオフィス	本社	東京都目黒区
株式会社 中 初	本社	東京都中央区
株式会社 スタイルプラス	本社	名古屋市
客楽思普勒斯(上海)服飾整理有限公司	本社	中国上海市
株式会社 ディスカバリープラス	本社	東京都中央区

## (10) 従業員の状況 (2022年1月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
アパレル卸売	503(200)名	△56(△9)名
アパレル小売	138(297)	△13(+10)
その他	56(6)	+14(+2)
合計	697(503)	△55(+3)

(注) 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、( )内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
576(468)名	△35(+5)名	41.9歳	14.9年

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。)であり、( )内に臨時従業員としてパートタイマー、アルバイト及び派遣社員の最近1年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数の数値には、臨時従業員の数値は含まれておりません。

## (11) 主要な借入先及び借入額 (2022年1月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株式会社 三菱UFJ銀行	1,461
株式会社 みずほ銀行	1,135
株式会社 三井住友銀行	817
三井住友信託銀行 株式会社	465
株式会社 りそな銀行	287

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 7,718,800株（自己株式385,601株を含む）  
(3) 単元株式数 100株  
(4) 株主数 13,614名（前事業年度末比 3,860名増）  
(5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
辻村隆幸	600,050	8.18%
田村駒株式会社	323,300	4.40
クロスプラス社員持株会	246,460	3.36
株式会社ヤギ	246,200	3.35
森文夫	228,330	3.11
笠原朗	175,600	2.39
株式会社三菱UFJ銀行	166,000	2.26
有限会社シーピーモア	160,250	2.18
株式会社みずほ銀行	134,300	1.83
森重文	122,000	1.66

(注) 当社は自己株式385,601株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本大寛	
常務取締役	西垣正孝	人事部、総務部、経営企画室担当
常務取締役	西尾祐己	カットソー事業部、ブランド事業部、 スペシャリティ事業部担当
常務取締役	大口浩和	ニット事業部、布帛事業部、専門店事業部担当
取締役	江口恒明	独立役員、独立委員会委員
取締役	二見英二	独立役員、独立委員会委員
常勤監査役	丸尾裕之	
監査役	曾我孝行	
監査役	松永安彦	独立役員、独立委員会委員、 NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社社長
監査役	豊田稔	独立役員

(注) 1. 取締役江口恒明氏及び取締役二見英二氏は、社外取締役であります。

2. 監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏は、社外監査役であります。

3. 当社は取締役江口恒明氏及び取締役二見英二氏、監査役松永安彦氏及び監査役豊田稔氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として両取引所に届け出ております。

4. 当期における監査役の異動

(1) 当期における新任監査役

常勤監査役 丸尾裕之（2021年4月23日就任）

(2) 当期における退任監査役

常勤監査役 虫鹿宏（2021年4月23日退任）

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役江口恒明氏及び社外取締役二見英二氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を当社定款第27条に規定しており、契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金350万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

当社は、社外監査役松永安彦氏及び社外監査役豊田稔氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、金250万円又は会社法第425条第1項が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任を負担する。

### (3) 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社の役員を被保険者として保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について補填することになっております。ただし、被保険者の犯罪行為や意図的な違法行為に起因する賠償請求は補填対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬及び非金銭報酬(株式報酬型ストック・オプション)で構成され、報酬額の水準については、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の財務状況を踏まえ、株主様にご承認をいただいた報酬枠の範囲で、取締役の各報酬の支給額は、取締役会の決議により決定しておりますが、取締役会に先立ち、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会で審議をしております。

指名報酬委員会は、取締役会の決議により、2名の社外取締役と2名の社内取締役の4名で構成され、2020年9月11日に設置、委員長は社外取締役が務めています。同委員会では、取締役の選定及び報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額等に関する事項を審議し、その結果を取締役会へ答申・助言をしております。

#### b. 固定報酬の個人別報酬等の決定に関する方針

固定報酬については、各役員を担当領域の規模及び責任やグループ経営への影響の大きさに応じて設定しております。

#### c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬については、業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した報酬を支給することとしております。計算方法としては、取締役の役位ごとの基準金額に、業績に応じた変動係数 $\alpha$ （0～2の範囲で変動）を掛け合わせることで報酬金額を算出することとしています。また、連結営業利益が基準額を超えた場合には、一定の比率で別途、取締役の報酬として支給することとしております。

非金銭報酬（株式報酬型ストック・オプション）については、株主の皆様との利益意識の共有と目標達成への動機づけを目的としたものであり、当社取締役に対し、単年度だけではなく、中期経営計画の達成状況や中長期な視点で業績や株価を意識した経営を行うことの動機づけとしております。

付与する個数は、基準株価を基に役位ごとに設定しております。但し、付与する個数の算定において3月末日時点の株価によっては、基準株価を見直すことがあります。株式報酬型ストック・オプションの報酬金額に関しては、ブラック・ショールズ・モデルによって算出された価格と付与する個数を掛け合わせるにより決定しております。

株式報酬型ストック・オプションは、将来、取締役を退任する時点で、株価が上昇していれば資産価値が上がることから、当然、付与後の業績や株価などを強く意識した経営を行うことの動機づけとなる設計としております。

#### d. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、指名報酬委員会の答申・助言に基づき取締役の選定及び報酬に関する基本方針、取締役の個別報酬額等を決定します。また、取締役の業績連動報酬は、取締役ごとに定められた評価基準に基づき決定します。取締役の選定及び報酬は、指名報酬委員会において確認されており、公平性・透明性・客観性を有しております。

### ② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針

監査役の報酬等の額は、監査役の協議を経て決定しております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	139	77	56	6	4
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	—	—	3
社外取締役	8	8	—	—	2
社外監査役	8	8	—	—	2

- (注) 1. 上表には、2021年4月23日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役（社外監査役を除く）1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標等は、「①c.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式を目的とする新株予約権の割り当てであります。割り当ての条件等は、「①c.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は「第69回定時株主総会招集ご通知に際しての法令及び定款に基づくインターネット開示事項 会社の新株予約権等に関する事項 ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。
5. 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
6. 取締役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額3億60百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれない。）と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。また、金銭報酬とは別枠で、2017年4月25日開催の第64回定時株主総会において当社取締役（社外取締役を除く）に対し、非金銭報酬等（株式報酬型ストック・オプション）の報酬額として年額50百万円以内、且つ、株式数の上限を年1,500株以内との決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち社外取締役は2名）です。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2008年4月24日開催の第55回定時株主総会において年額36百万円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外監査役松永安彦氏は、NSSK中部・北陸ジェンパー合同会社の社長であります。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ③ 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者との関係  
該当事項はありません。
- ④ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 江口恒明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。グローバルに事業展開する商社での経営経験と海外事業戦略等の営業全般に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
取締役 二見英二	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。不動産会社で子会社を含む監査役等を歴任し、財務領域を中心に培った幅広い視野やグループ経営に関する豊富な知見に基づき、当社の取締役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
監査役 松永安彦	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。当社の取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。
監査役 豊田 稔	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。当社の取締役会及び監査役会において、当社の経営に対し適宜必要な発言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	32百万円
②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等とを区別しておらず、また実質的にも区分できないため、①の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等が含まれています。

2. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由  
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査時間・配員計画、報酬見積額の相当性などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

##### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人ひびき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つとして位置づけ、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続を基本方針としております。

この基本方針に基づきまして、内部留保資金につきましては、当社の企業価値向上を目的とし、中長期的な事業拡大のために投資してまいります。

期末配当金につきましては、1株につき9円とし、支払開始日を2022年4月7日としました。これにより、2021年10月に実施いたしました中間配当金（1株につき15円）とあわせまして、当事業年度の年間配当金は、1株につき24円となります。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,456</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,060</b>
現金及び預金	3,778	支払手形及び買掛金	2,956
受取手形及び売掛金	8,694	電子記録債務	2,755
電子記録債権	2,240	短期借入金	1,700
商 品	1,969	1年内返済予定の長期借入金	897
貯 蔵 品	20	未 払 金	836
そ の 他	810	未 払 法 人 税 等	18
貸倒引当金	△58	未 払 消 費 税 等	117
<b>固定資産</b>	<b>9,095</b>	賞 与 引 当 金	91
<b>有形固定資産</b>	<b>4,071</b>	返 品 調 整 引 当 金	42
建物及び構築物	1,966	そ の 他	643
機械装置及び運搬具	45	<b>固定負債</b>	<b>3,679</b>
器具備品	74	長期借入金	2,253
土 地	1,984	繰延税金負債	342
<b>無形固定資産</b>	<b>291</b>	退職給付に係る負債	894
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,732</b>	そ の 他	189
投資有価証券	4,210	<b>負債合計</b>	<b>13,740</b>
長期貸付金	3	<b>【純資産の部】</b>	
繰延税金資産	22	<b>株 主 資 本</b>	<b>11,207</b>
退職給付に係る資産	110	資 本 金	1,944
そ の 他	414	資 本 剰 余 金	2,007
貸倒引当金	△29	利 益 剰 余 金	7,767
<b>繰延資産</b>	<b>4</b>	自 己 株 式	△511
開 業 費	4	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,573</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,555</b>	その他有価証券評価差額金	1,408
		繰延ヘッジ損益	67
		為替換算調整勘定	52
		退職給付に係る調整累計額	44
		<b>新株予約権</b>	<b>33</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>12,815</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>26,555</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上	高価		59,120
売上	原価		47,687
返品調整引当金戻入額		52	
返品調整引当金繰入額		42	△10
売上総利益			11,442
販売費及び一般管理費			13,003
営業外損失			△1,560
営業外収益			
受取利息及び配当金		99	
受助成家賃		167	
受助成金の収入		68	
営業外費用		37	372
支為払替		27	
固定資産除却		16	
貸借の損		4	
経常の損失		45	
特別損失		14	107
事務所移転費用		94	△1,296
税金等調整前当期純損失			94
法人税、住民税及び事業税		27	△1,390
法人税等調整額		248	276
当期純損失			△1,666
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,666

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2022年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,697</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,666</b>
現金及び預金	3,085	買掛金	2,732
受取手形	298	電子記録債権	2,755
電子記録債権	1,887	短期借入金	1,940
売掛金	7,840	1年内返済予定の長期借入金	780
商品	1,855	未払金	793
貯蔵品	20	未払費用	112
前渡金	48	未払法人税等	4
前払費用	77	預り金	68
その他	614	賞与引当金	84
貸倒引当金	△30	返品調整引当金	29
		その他	364
<b>固定資産</b>	<b>10,508</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,591</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,015</b>	長期借入金	2,204
建物	1,884	繰延税金負債	302
構築物	30	退職給付引当金	906
機械及び装置	45	資産除去債務	38
器具備品	70	その他	138
土地	1,984	<b>負債合計</b>	<b>13,257</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>242</b>	<b>【純資産の部】</b>	
ソフトウェア	226	<b>株主資本</b>	<b>11,448</b>
その他	15	資本金	1,944
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,250</b>	資本剰余金	2,007
投資有価証券	4,161	資本準備金	2,007
関係会社株式	780	利益剰余金	8,008
関係会社出資金	50	利益準備金	223
長期貸付金	943	その他利益剰余金	7,785
長期前払費用	19	別途積立金	3,000
前払年金費用	63	繰越利益剰余金	4,785
その他	259	<b>自己株</b>	<b>△511</b>
貸倒引当金	△27	評価・換算差額等	1,465
		その他有価証券評価差額金	1,407
<b>資産合計</b>	<b>26,206</b>	繰延ヘッジ損益	57
		新株予約権	33
		<b>純資産合計</b>	<b>12,948</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>26,206</b>

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年2月1日から  
2022年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		55,710
売上原価		45,072
返品調整引当金戻入額	43	
返品調整引当金繰入額	29	△14
売上総利益		10,652
販売費及び一般管理費		12,207
営業損失		△1,555
営業外収益		
受取利息及び配当金	103	
受取家賃料	167	
業務受託料	17	
助成金の収入	59	
その他	29	376
営業外費用		
支払利息	25	
固定資産除却損	4	
貸収入原価	45	
業務受託費用	8	
その他	8	92
経常損失		△1,271
税引前当期純損失		△1,271
法人税、住民税及び事業税	8	
法人税等調整額	233	242
当期純損失		△1,513

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月16日

クロスプラス株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
大阪事務所

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 倉持政義

代表社員  
業務執行社員

公認会計士 富田雅彦

業務執行社員

公認会計士 小林 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロスプラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月16日

クロスプラス株式会社  
取締役会 御中

ひびき監査法人 大阪事務所	
代表社員 業務執行社員	公認会計士 倉持政義
代表社員 業務執行社員	公認会計士 富田雅彦
業務執行社員	公認会計士 小林 裕

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クロスプラス株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びびびき監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月16日

クロスプラス株式会社 監査役会

常勤監査役 丸尾裕之 ㊟

監査役 曾我孝行 ㊟

監査役 松永安彦 ㊟

監査役 豊田稔 ㊟

(注) 監査役松永安彦及び監査役豊田稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



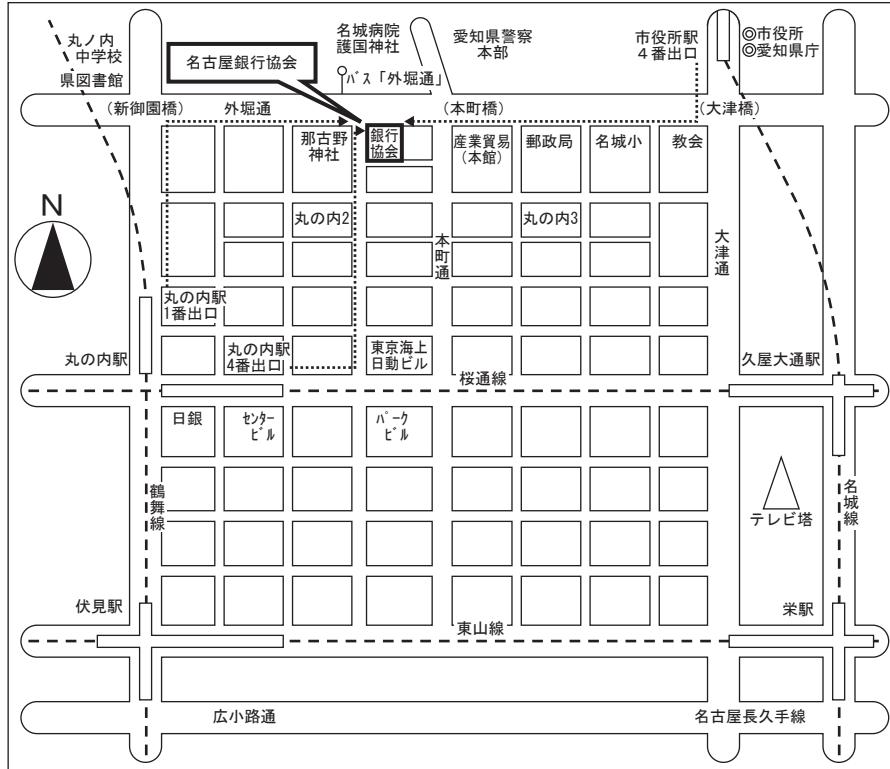






# 株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号  
 名古屋銀行協会 5階大ホール  
 電話番号 052(231)7851(代表)



## 会場までの交通のご案内

- 地下鉄 桜通線「丸の内」駅4番出口より徒歩10分
- 地下鉄 鶴舞線「丸の内」駅1番出口より徒歩10分
- 地下鉄 名城線「市役所」駅4番出口より徒歩12分

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

